株式交換に係る事前開示書面の変更事項

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条 6 号に基づく
変更後の事項の開示）

2022 年 5 月 27 日

京成電鉄株式会社

株式交換に係る事前開示書面の変更事項

2022年５月27日

千葉県市川市八幡三丁目３番１号
京成電鉄株式会社
代表取締役社長　小林　敏也

京成電鉄株式会社（以下「当社」といいます。）は2022年４月28日の取締役会決議により、2022年９月１日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、新京成電鉄株式会社（以下「新京成電鉄」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日付けで、両社の間で株式交換契約を締結しました。

本株式交換に関し、当社は2022年４月28日付けで、会社法第794条第１項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項を記載した書面（以下「本事前開示書面」といいます。）を備置しておりますが、記載事項の一部に変更が生じましたので、会社法第794条第１項及び会社法施行規則第193条第６号の規定に基づき、下記のとおり変更いたします。

記

１．2022年５月18日開催の新京成電鉄取締役会において2022年３月期に係る計算書類が承認されましたので、本事前開示書面「別紙３」の内容を、別紙のとおり変更いたします。

以　上

別紙：新京成電鉄の最終事業年度に係る計算書類等
次頁以降をご覧ください。

提供書面

事業報告 (2021年４月１日から2022年３月31日まで)

１．企業集団の現況に関する事項

(1)　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くなか、経済活動の持ち直しの動きは見られるものの、依然として厳しい状況で推移いたしました。

このような状況のもとで、当社グループでは引き続き安全管理体制の更なる充実を根幹とし、経営基盤の強化および業務の効率化に努めました。

その結果、全事業営業収益は18,871百万円、前期比8.4％(1,455百万円)の増収となり、全事業営業利益は603百万円（前期は営業損失689百万円）、経常利益は861百万円（前期は経常損失364百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は520百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,085百万円）となりました。

なお、従来「その他」に区分していた「コンビニ業」は、量的な重要性が増したため、個別の事業区分として記載する方法に変更しております。

運　輸　業

鉄道事業では、安全輸送確保の取り組みとしてデジタルＡＴＳ工事をすすめるとともに、三咲駅の外壁屋根改修工事を実施したほか、諸施設のバリアフリー化として常盤平駅および滝不動駅のホーム内方線設置工事およびホーム嵩上げ工事をすすめました。また、お客さまサービス向上策につきましては、2021年11月に80000形車両１編成を導入したほか、高根木戸駅のエスカレーター更新工事を実施いたしました。

環境負荷の低減に向けた取り組みにつきましては、五香変電所～上本郷変電所間のき電線上下一括化を実施するとともに、8800形車両１編成でＶＶＶＦインバータ装置を更新したほか、車内照明のＬＥＤ化を実施いたしました。

営業面につきましては、即日完売となった「猫の日記念 たか猫うだん乗車券・入場券」などの記念乗車券およびオリジナルグッズを発売したほか、千葉ロッテマリーンズや千葉ジェッツふなばしのラッピング電車の運行、果物狩りや沿線健康ハイキングなどのイベントを実施し、旅客誘致と増収に努めました。このほか、お子さまが描いた絵で装飾した「新京成ドリームトレイン」を昨年度に引き続き運行し、地域社会の活性化と新たなファンの獲得に努めました。

バス事業では、環境や高齢者などに配慮した車両へと９両代替したほか、「アンデルセンライナー」および「高根ライナー」の運行を開始し、利便性の向上を図りました。また、東京2020オリンピック・パラリンピック大会関係者の送迎輸送を受託したほか、停留所名称のネーミングライツ契約を締結するなど、収益の確保に努めました。このほか、観光庁の補助金を活用した事業として松戸市内の話題スポットを巡るデジタルスタンプラリーを開催し、沿線地域の活性化およびバス利用促進に努めたほか、船橋新京成バス株式会社ではモバイルＰＡＳＭＯの取扱いを開始し、お客さまサービスの向上に取り組みました。また、国土交通省が創設した「働きやすい職場認証制度（運転者職場環境良好度認証制度）」において、一つ星事業者として認証されました。

以上の結果、営業収益は13,322百万円、前期比8.9％(1,089百万円)の増収となり、営業損失は967百万円（前期は営業損失2,148百万円）となりました。

不 動 産 業

不動産賃貸事業では、八千代市緑が丘西（吉橋85街区）および松戸市金ケ作の新規賃貸施設が稼働したほか、空室へのテナント誘致を積極的に行い物件稼働率の維持向上に努めました。

以上の結果、営業収益は3,323百万円、前期比1.1％(37百万円)の増収となり、営業利益は1,463百万円、前期比4.9％(67百万円)の増益となりました。

コンビニ業

コンビニ事業では、コロナ禍におけるお客さま動向の変化に対応した品揃えを強化するなど、利便性と収益力の向上を図りました。また、沿線の農園と連携して製造した商品や地域産品を引き続き販売したほか、「新京成マルシェ」や小学生を対象とした「おしごと体験」を開催し、地域貢献に努めました。

以上の結果、営業収益は2,371百万円、前期比16.6％(337百万円)の増収となり、営業利益は81百万円、前期比129.1％(46百万円)の増益となりました。

(2)　対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く事業環境は、中長期的には沿線の少子高齢化や生産年齢人口の減少による影響が見込まれます。また、新型コロナウイルス感染症の影響による事業環境の変化により、足元では、特に運輸事業において収益が減少する等の影響を受けております。

このような状況に対応していくため、当社グループでは、安全・安心・快適を旨とした事業運営を通じ、お客さまや社会から信頼される企業となることを目指しつつ、ニーズを先取りしたサービス展開により、住んでいたい・住んでみたい魅力的な沿線づくりを行うために、2019年４月に中期経営計画「Ｓ４計画」を策定し、2022年３月までの３年間取り組んでまいりました。

これまでの取り組みを踏まえ、一層の事業基盤の強化や新たな事業の創出、沿線地域との共生や支援による地域活性化を図るとともに地域ブランド力を向上させることで、当社グループ全体としての魅力を向上させ、お客さまや社会からより信頼される企業を目指してまいります。

(3)　設備投資の状況

当連結会計年度に実施した企業集団の設備投資の総額は4,131百万円で、その主なものは次のとおりであります。

運輸業

列車無線デジタル化工事
非常通報装置更新工事
デジタルＡＴＳ設置工事（習志野駅～高根公団駅間）
駅ホーム嵩上げ及び内方線付点状ブロック設置工事（常盤平駅）
新造車両導入（80000形1編成）
8800形車両フルＳｉＣ適用ＶＶＶＦインバータ装置化工事
駅エスカレーター更新工事（高根木戸駅）
ＩＣカード利便性向上に伴う駅務機器等改造工事
乗合バス車両新造（９両）

不動産業

八千代市緑が丘西（吉橋85街区）賃貸施設建設工事

(4)　資金調達の状況

当期末の借入金残高は、10,949百万円となり、前期末に比べ525百万円増加いたしました。

(5)　直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	2018年度 （第101期）	2019年度 （第102期）	2020年度 （第103期）	2021年度 （当期）
営業収益 （百万円）	21,445	21,302	17,415	18,871
経常利益又は経常損失（△） （百万円）	3,771	3,299	△364	861
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△） （百万円）	2,680	2,355	△1,085	520
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△） （円）	244.17	214.55	△98.90	47.40
総資産 （百万円）	97,942	100,929	102,664	68,109
純資産 （百万円）	43,278	44,059	43,486	43,562

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を当期の期首から適用しており、当期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6)　重要な親会社及び子会社並びに企業結合等の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
船橋新京成バス株式会社	50	100.00	旅客自動車運送事業
松戸新京成バス株式会社	50	100.00	旅客自動車運送事業
新京成リテーリングネット株式会社	10	100.00	コンビニ事業

（注）当社におきましては、特定完全子会社に関する事項はございません。

③　重要な企業結合等の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
京成電鉄株式会社	36,803	1.08	鉄道事業、 不動産分譲・賃貸業
京成建設株式会社 （持分法適用関連会社）	450	28.57	建設業
京成車両工業株式会社 （持分法適用関連会社）	20	40.00	電車検修業

（注）京成電鉄株式会社は、当社の発行済株式総数の44.45％を所有しております。

(7)　主要な事業内容（2022年3月31日現在）

【運輸業】

事業の内容	会社名
鉄道事業	当社
バス事業	船橋新京成バス株式会社、松戸新京成バス株式会社

【不動産業】

事業の内容	会社名
不動産分譲事業	当社
不動産賃貸事業	当社

【コンビニ業】

事業の内容	会社名
コンビニ事業	新京成リテーリングネット株式会社

(8)　主要な事業所等（2022年3月31日現在）

会　社　名	本　社	事　業　規　模
当　　社	千葉県鎌ケ谷市	鉄道営業キロ：26.5km 営業区間：松戸～京成津田沼(千葉県) 駅数：24駅(千葉県)　車両数：156両 賃貸物件：津田沼12番街ビル、津田沼14番街ビル、八千代物流センター等(千葉県)
船橋新京成バス株式会社	千葉県鎌ケ谷市	営業所：２ヵ所(千葉県鎌ケ谷市、船橋市) 営業キロ：203.72km 車両数：145両
松戸新京成バス株式会社	千葉県鎌ケ谷市	営業所：１ヵ所(千葉県松戸市) 操車場：１ヵ所(千葉県松戸市) 営業キロ：159.64km 車両数：103両
新京成リテーリングネット株式会社	千葉県船橋市	コンビニ店舗：11店舗(千葉県)

(9)　使用人の状況（2022年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数
運輸業	871（177）名
不動産業	14　（３）名
コンビニ業	18（239）名
合計	903（419）名

（注）使用人数は就業人員であり、年間の平均臨時雇用者数については（ ）内に外数で記載しております。

②　当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
481（56）名	４名増（１名増）	38.5歳	18.4年

（注）使用人数は就業人員であり、年間の平均臨時雇用者数については（ ）内に外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2022年３月31日現在）

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社日本政策投資銀行	4,804

2．会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　24,000,000株

(2) 発行済株式の総数　11,023,228株

(3) 株主数　3,504名(前期末比269名増)

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
京成電鉄株式会社	4,899	44.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	467	4.26
日本生命保険相互会社 常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社	274	2.50
東京海上日動火災保険株式会社	189	1.73
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	139	1.27
新京成電鉄従業員持株会	114	1.04
三井住友海上火災保険株式会社	114	1.04
三井住友信託銀行株式会社 常任代理人株式会社日本カストディ銀行	113	1.03
株式会社みずほ銀行 常任代理人株式会社日本カストディ銀行	110	1.00
福田智子	88	0.81

（注）持株比率は自己株式（45,994株）を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

(1)　取締役及び監査役の状況（2022年３月31日現在）

当社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	眞下　幸人	
専務取締役	田口　和己	鉄道事業本部長
常務取締役	長見　真治	財務戦略・開発推進担当
常務取締役	吉川　邦彦	内部監査部長・総務人事担当
常務取締役	河合　義一	経営企画担当 東葉高速鉄道株式会社　社外取締役 船橋新京成バス株式会社　代表取締役会長
取締役	多田　聡一	鉄道事業本部鉄道施設部長
取締役	相原　栄	鉄道事業本部車両電気部長
取締役	三枝　紀生	北総鉄道株式会社　取締役 株式会社オリエンタルランド　社外監査役
取締役	小林　敏也	京成電鉄株式会社　代表取締役社長 社長執行役員 北総鉄道株式会社　監査役
取締役	網谷　多加子	
取締役	池田　等	
常勤監査役	柳田　信夫	
常勤監査役	山門　浩一	
監査役	天野　貴夫	京成電鉄株式会社　代表取締役 専務執行役員
監査役	金子　庄吉	京成電鉄株式会社　取締役 常務執行役員

（注）１．取締役三枝紀生、取締役小林敏也、取締役網谷多加子、取締役池田　等は、社外取締役であります。

２．常勤監査役山門浩一、監査役天野貴夫、監査役金子庄吉は、社外監査役であります。

３．取締役網谷多加子、取締役池田　等、常勤監査役山門浩一は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4．常勤監査役柳田信夫は、当社において決算業務並びに財務諸表等の作成に従事した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．常務取締役河合義一は、東葉高速鉄道株式会社の社外取締役であります。同社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。
6．社外取締役三枝紀生は、京成電鉄株式会社の代表取締役会長でありましたが、2021年６月29日付で退任し、同日付で相談役に就任しております。現在は北総鉄道株式会社の取締役及び株式会社オリエンタルランドの社外監査役であります。北総鉄道株式会社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。また、株式会社オリエンタルランドと当社の間に特別な関係はありません。
7．社外取締役小林敏也は、京成電鉄株式会社の代表取締役社長 社長執行役員及び北総鉄道株式会社の監査役であります。京成電鉄株式会社及び北総鉄道株式会社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。
8．社外監査役天野貴夫は、京成電鉄株式会社の代表取締役 専務執行役員であります。同社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。
9．社外監査役金子庄吉は、京成電鉄株式会社の取締役 常務執行役員であります。同社は当社と同一の事業の部類に属する取引を行っております。なお、2021年6月24日をもって東葉高速鉄道株式会社の社外取締役を退任いたしました。

(2)　責任限定契約の内容の概要

当社と取締役網谷多加子及び取締役池田　等並びに監査役山門浩一は、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度とする旨の契約を締結しております。

(3)　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4)　取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年１月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議いたしました。

取締役の報酬等は、役職位や業績等を勘案して定める基本報酬に加え、常勤取締役については中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるため自社株取得を目的とした報酬を支給します。なお、支給方法は月例の固定報酬のみとします。個人別の報酬額については、取締役会において取締役社長への一任決議を経た上で、取締役社長が株主総会決議により承認された範囲において決定します。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、その決定方法として取締役社長への一任決議を経ており、報酬等の内容は役職や業績等を勘案した上で株主総会決議により承認された範囲内で決定されていることから、取締役会で決議した決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社役員の報酬限度額は、2010年６月25日開催の株主総会で決議しており、その決議内容は、取締役については年額260百万円以内、監査役については年額65百万円以内とするものであります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は４名です。また、そのうち社外取締役分を年額30百万円以内とすることを2016年６月28日開催の株主総会において決議しております。当該株主総会終結時点の社外取締役の員数は４名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会において取締役社長への一任決議を経た上で、取締役社長眞下幸人が株主総会決議により承認された範囲において、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。一任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、取締役社長が適していると判断したためであります。

④取締役及び監査役に支払った報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる人員
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
	百万円	百万円	百万円	百万円	名
取締役	149	149	－	－	11
監査役	44	44	－	－	4
合　計	193	193	－	－	15

（注）1．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．社外役員の支給額は、43百万円（社外取締役４名、社外監査役３名）であります。

(5)　社外役員の当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

地　位	氏　名	取締役会 出席回数	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	三　枝　紀　生	8回中8回	長年に亘り企業経営者として培ってきた豊かな経営経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	小　林　敏　也	8回中8回	企業経営者として培ってきた豊かな経営経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	網 谷 多 加 子	8回中8回	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、会計、財務に関して専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	池　田　　等	8回中8回	豊かな財務経験や企業経営者としての幅広い見識に基づき、金融、財務に関して専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

・社外監査役

地　位	氏　名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	発　言　状　況
監査役	山　門　浩　一	8回中8回	7回中7回	監査役監査の内容について議論を行うとともに、適宜必要に応じて意見を述べております。
監査役	天　野　貴　夫	8回中8回	7回中7回	監査役監査の内容について議論を行うとともに、適宜必要に応じて意見を述べております。
監査役	金　子　庄　吉	8回中7回	7回中6回	監査役監査の内容について議論を行うとともに、適宜必要に応じて意見を述べております。

4．会計監査人に関する事項

(1)　名称　　東陽監査法人

(2)　報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	百万円 36
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	36

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬の算出根拠等を確認し検討した結果、監査報酬等の額が相当であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3)　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について、会社法第340条第１項各号に該当するなどの事実を確認したときは、速やかにその内容を調査し、監査継続が困難である、あるいは監査を行わせることが適当でないと判断した場合は、法令に定める手続きに従い、解任または不再任の手続きを行います。

5．会社の支配に関する基本方針

現時点では、当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針等について特に定めておりません。

※本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（2022年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
資産の部		負債の部	
流動資産	9,728,814	流動負債	11,902,204
現金及び預金	6,377,621	買掛金	1,077,373
売掛金	1,142,667	短期借入金	4,684,100
リース投資資産	793,241	未払金	2,047,499
商品及び製品	50,349	未払法人税等	406,211
分譲土地建物	610,000	前受金	410,726
原材料及び貯蔵品	503,180	賞与引当金	473,699
その他	251,753	その他	2,802,593
固定資産	58,381,121	固定負債	12,645,624
有形固定資産	47,340,242	長期借入金	6,265,500
建物及び構築物	26,378,677	繰延税金負債	951,018
機械装置及び運搬具	5,256,174	退職給付に係る負債	3,329,601
土地	12,175,105	その他	2,099,504
建設仮勘定	2,861,208	負債合計	24,547,829
その他	669,076		
無形固定資産	594,559	純資産の部	
その他	594,559	株主資本	38,998,081
		資本金	5,935,940
投資その他の資産	10,446,319	資本剰余金	4,774,522
投資有価証券	10,153,875	利益剰余金	28,373,853
繰延税金資産	5,976	自己株式	△86,235
退職給付に係る資産	181,932	その他の包括利益累計額	4,564,025
その他	104,534	その他有価証券評価差額金	4,594,620
		退職給付に係る調整累計額	△30,594
		純資産合計	43,562,106
資産合計	68,109,936	負債純資産合計	68,109,936

連結損益計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
営業収益		18,871,082
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	17,102,527	
販売費及び一般管理費	1,164,707	18,267,234
営業利益		603,847
営業外収益		
受取利息及び配当金	75,115	
持分法による投資利益	125,842	
助成金収入	81,625	
その他	95,047	377,631
営業外費用		
支払利息	114,465	
その他	5,032	119,497
経常利益		861,981
特別利益		
工事負担金等受入額	32,958,556	32,958,556
特別損失		
固定資産圧縮損	32,958,020	
その他	12,166	32,970,186
税金等調整前当期純利益		850,351
法人税、住民税及び事業税	400,268	
法人税等調整額	△70,220	330,047
当期純利益		520,304
親会社株主に帰属する当期純利益		520,304

貸借対照表

（2022年３月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	千円		千円
資産の部		負債の部	
流動資産	7,926,326	流動負債	12,600,850
現金及び預金	5,082,951	短期借入金	4,684,100
未収運賃	749,596	未払金	2,790,392
未収金	43,813	未払費用	326,645
未収収益	30,665	未払法人税等	380,481
未収消費税等	30,431	預り連絡運賃	1,036,094
リース投資資産	793,241	預り金	1,997,660
分譲土地建物	610,000	前受運賃	625,085
貯蔵品	471,092	前受金	410,720
前払費用	76,077	前受収益	7,858
その他の流動資産	38,456	賞与引当金	337,415
		資産除去債務	4,396
固定資産	55,893,198	固定負債	11,718,830
鉄道事業固定資産	27,083,690	長期借入金	5,965,500
不動産事業固定資産	17,358,663	繰延税金負債	955,111
各事業関連固定資産	625,046	退職給付引当金	2,698,713
建設仮勘定	2,861,208	資産除去債務	95,518
投資その他の資産	7,964,590	預り保証金	2,003,985
関係会社株式	6,678,653	負債合計	24,319,680
投資有価証券	1,005,869	純資産の部	
長期前払費用	64,357	株主資本	35,054,517
前払年金費用	182,857	資本金	5,935,940
その他の投資等	32,852	資本剰余金	4,774,522
		資本準備金	4,773,405
		その他資本剰余金	1,116
		利益剰余金	24,430,290
		利益準備金	523,210
		その他利益剰余金	23,907,079
		別途積立金	2,480,500
		買換資産圧縮積立金	5,469
		繰越利益剰余金	21,421,110
		自己株式	△86,235
		評価・換算差額等	4,445,327
		その他有価証券評価差額金	4,445,327
		純資産合計	39,499,845
資産合計	63,819,525	負債純資産合計	63,819,525

損 益 計 算 書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

科目	金額	
	千円	千円
鉄道事業		
営業収益	9,382,513	
営業費	9,902,247	
営業損失		519,734
不動産事業		
営業収益	3,937,619	
営業費	2,431,742	
営業利益		1,505,877
全事業営業利益		986,143
営業外収益		
受取利息及び配当金	194,453	
生命保険配当金	31,674	
その他の収益	89,266	315,395
営業外費用		
支払利息	120,201	
その他の費用	25,129	145,331
経常利益		1,156,206
特別利益		
工事負担金等受入額	32,958,556	32,958,556
特別損失		
固定資産圧縮損	32,958,020	
その他	112,166	33,070,186
税引前当期純利益		1,044,577
法人税、住民税及び事業税	368,504	
法人税等調整額	△61,775	306,728
当期純利益		737,848

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月６日

新京成電鉄株式会社
　取 締 役 会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小　林　　弥
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田　中　章　公
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田　部　秀　穂

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、新京成電鉄株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新京成電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は2022年４月28日開催の取締役会において、京成電鉄株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月６日

新京成電鉄株式会社
　取 締 役 会　御中

東陽監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小　林　弥
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田　中　章　公
指定社員 業務執行社員	公認会計士	田　部　秀　穂

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、新京成電鉄株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第104期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年４月28日開催の取締役会において、京成電鉄株式会社を株式交換完全親会社、会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第104期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月11日

新京成電鉄株式会社　監査役会

常勤監査役		柳　田　信　夫　㊞
常勤監査役	（社外監査役）	山　門　浩　一　㊞
社外監査役		天　野　貴　夫　㊞
社外監査役		金　子　庄　吉　㊞

以　上

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

１．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システム」という。）に関する基本方針を、以下のとおり整備しております。

内部統制システム基本方針

【経営の基本方針】

当社及び当社グループ会社は、お客様に信頼され、安全かつ快適な輸送・サービスを提供し、また企業の社会的な責任を遂行するため、適法かつ適正な事業活動のもとで地域社会の発展に貢献する企業を目指し、継続的に企業価値の向上に努めます。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①内部統制委員会の専門組織である当社及び子会社で構成されるコンプライアンス小委員会において、コンプライアンスの取り組みを統括します。また、法令遵守を含む具体的な事項を定めた行動規準を策定しており、取締役及び使用人への周知を徹底します。

②行動規準に基づき、反社会的勢力には毅然として対応し、いかなる状況下でもそれらと一切関係を持ちません。

③内部通報者制度取扱規則に基づき設置されたコンプライアンス相談窓口を活用し、会社内部の違反行為等を未然に防ぐ体制の強化に努めます。

④資産の保全・業務の運営について、内部監査部による内部監査を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①株主総会、取締役会及び常務会議の議事録をはじめとする職務の執行に関わる文書等の保存は、文書保存規程に基づいて行います。また、情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する規則により対応します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理の観点から、内部統制委員会に専門組織として当社及び子会社で構成されるリスク管理小委員会を設置しており、事業に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを分析・評価し、リスクの発生防止に係る体制の整備並びに発生したリスクへの対応を図ります。

②必要に応じて各種規則、業務プロセス、手順等の見直しを継続的に行うほか、重大事故や自然災害等の異常事態が発生した際、必要な体制が早期に確立できるよう、異常時対策規則に基づき、定期的に訓練を実施します。また、大規模地震等が発生した場合には、事業継続計画に基づき、事業の継続、早期復旧に取り組みます。

③反社会的勢力との間に問題が発生した場合は、外部の専門機関と連携し、法的な措置も含め組織的に対応します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会（原則年9回開催）において、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。また、常務会議（常勤取締役で構成、原則週1回開催）において、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に関わる意思決定を行います。

②業務の執行については経営計画を策定し、これに基づいて行います。

③職制及び職務分掌、職務権限規則に基づき、各職務の権限と責任を明確にします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社及び子会社で構成されるコンプライアンス小委員会において、子会社のコンプライアンス体制の充実を図ります。当社が策定している行動規準は、子会社に周知徹底を図ります。

・当社のコンプライアンス相談窓口を活用し、違反行為等を未然に防ぐ体制の強化に努めます。

・内部監査部が、子会社に内部監査を実施します。

②子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・関係会社管理規程に基づき、子会社が当社に報告すべき事項を明確にし、これに基づき子会社より報告を受け、必要に応じて指導を行います。

③子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社及び子会社で構成されるリスク管理小委員会において、子会社の事業に係るリスク管理を行います。

④子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・子会社を管理する部署において、関係会社管理規程に基づき、子会社の管理を行います。
・グループ社長会を定期的に開催し、経営情報の共有等を図るとともに、必要に応じて指導を行います。
・子会社に経営計画を策定させ、これに基づき職務を執行させます。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①監査役を補助すべき組織として監査役室を設置しており、職務の補助に必要な使用人を配置します。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査役室の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専任の使用人とします。
②監査役室の使用人の人事及び監査役室の組織変更等には監査役の承認を必要とします。

(8) 監査役への報告に関する体制

①取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

・取締役及び使用人は、当社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を発見したときは、当該事実を監査役に報告します。

・取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。

②子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

・当社または子会社に著しい損害または重大な事故等を招くおそれがある事実を発見した子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、適時、適切な方法により当該事実を当社の監査役に報告します。

・子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告します。

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①内部通報者制度取扱規則に準拠し、監査役への報告を行った者に対し、不利な取扱いを行いません。

(10)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

①監査役が、職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、速やかに費用または債務を処理します。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、常務会議等取締役の職務執行上重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、重要な意思決定の過程を把握するとともに、職務執行に係る重要な書類の閲覧等を通じ、業務の執行状況を把握します。

②監査役は、当社の会計監査人と監査情報の交換を行うとともに、内部監査部との連携を図ります。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システム基本方針」に掲げた体制を整備するほか、その基本方針に基づき以下の取り組みを行っております。

(1)取締役の職務執行

当社は、取締役会を８回開催し、法令及び定款に則って重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しました。

また、業務の執行については中期経営計画（2021年度修正計画）に基づき遂行しました。

(2)コンプライアンスの徹底

当社及び子会社で構成されるコンプライアンス小委員会を２回開催し、コンプライアンス教習をはじめとする各種取り組みの統括を実施しました。

また、内部通報に係る体制として、社内及び社外に「コンプライアンス相談窓口」を設置しており、内部通報体制の強化に努め、その周知を引き続き行いました。

さらに、当社及び子会社の資産の保全・業務の運営について、内部監査部が監査計画に基づき内部監査を実施しました。

なお、社会規範の遵守並びに企業の社会的責任を遂行するための行動規準を当社及び子会社に周知しました。

(3)リスク管理

当社及び子会社で構成されるリスク管理小委員会を４回開催し、リスクの識別、分類、評価についての定期的な見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行いました。

また、万一の鉄道事故発生を想定し、輸送の安全確保に向けた各種訓練を実施しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に対し、新型コロナウイルス対策本部を中心に、国や自治体の動向を踏まえて、感染拡大を防止すべく対策を実施しております。

(4)子会社における業務の適正

子会社を管理する部署において、関係会社管理規程に基づき子会社の管理を行うととも

に、グループ社長会を定期的に開催し、当社と経営情報を共有しました。

(5)監査役の職務執行

当社は、監査役会を７回開催したほか、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席並びに会計監査人及び内部監査部との間で定期的に行う意見交換を通じて、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しました。

連結株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年４月１日 期首残高	5,935,940	4,774,522	28,187,852	△85,556	38,812,758
会計方針の変更による累積的影響額			△59,866		△59,866
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,935,940	4,774,522	28,127,985	△85,556	38,752,891
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△274,436		△274,436
親会社株主に帰属する当期純利益			520,304		520,304
自己株式の取得				△678	△678
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	245,868	△678	245,189
2022年３月31日 期末残高	5,935,940	4,774,522	28,373,853	△86,235	38,998,081

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2021年４月１日 期首残高	4,741,571	△67,791	4,673,779	43,486,538
会計方針の変更による累積的影響額				△59,866
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,741,571	△67,791	4,673,779	43,426,671
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△274,436
親会社株主に帰属する当期純利益				520,304
自己株式の取得				△678
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△146,950	37,196	△109,754	△109,754
連結会計年度中の変動額合計	△146,950	37,196	△109,754	135,434
2022年３月31日 期末残高	4,594,620	△30,594	4,564,025	43,562,106

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

１．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の数　３社

⑵　連結子会社の名称

船橋新京成バス㈱、松戸新京成バス㈱、新京成リテーリングネット㈱

⑶　非連結子会社の数　４社

⑷　非連結子会社の名称

エスケーサービス㈱、エスピー産業㈱、新京成エステート㈱、新京成フロンティア企画㈱

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法を適用した関連会社の数　２社

会社の名称　京成建設㈱、京成車両工業㈱

⑵　持分法を適用していない非連結子会社（エスケーサービス㈱、エスピー産業㈱、新京成エステート㈱、新京成フロンティア企画㈱）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

②棚卸資産

評価基準は原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

商品	売価還元法
分譲土地建物	個別法
貯蔵品	移動平均法

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	定率法及び定額法を採用しております。 なお、取得価額にして約60％は定率法により、約40％は定額法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　15～40年 機械装置及び運搬具　5～15年
無形固定資産	定額法を採用しております。 ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶　重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

⑷　工事負担金等の会計処理の方法

固定資産の取得のために地方公共団体（又は国土交通省）等より受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

⑸　重要な収益及び費用の計上基準

①主要な事業における収益の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、「運輸業」の鉄道定期券は、その種類に応じた有効期間にわたって収益を認識しております。

②ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

⑹　重要なヘッジ会計の処理方法

ヘッジ会計の処理方法は、金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

⑺　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に関する会計処理

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、退職給付に係る資産として計上しております。）

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

［会計方針の変更に関する注記］

1．収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、「運輸業」の鉄道定期券について、従来、発売月を基準として定期券の種類に応じた一定の期間にわたって収益を認識しておりましたが、有効期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は86,089千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ86,089千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は59,866千円減少しております。

2．時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

［表示方法の変更に関する注記］

連結損益計算書

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しました。

［会計上の見積りに関する注記］

1．固定資産の減損

⑴ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失　　－千円

⑵ その他の情報

当社グループは、独立したキャッシュ・フローを生成させる最小単位として、鉄道事業固定資産は全線を一体として、バス事業固定資産はバス事業の運営主体ごとに、不動産事業固定資産は賃貸物件ごとに、資産のグルーピングを行っており、減損の兆候が存在する場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて減損の要否の判定を実施しております。

当該将来キャッシュ・フローの見積りにあたり、鉄道事業及びバス事業においては沿線の人口動向や新型コロナウィルス感染症の影響に伴う輸送人員数の増減率等について、不動産事業においてはテナントの定着率等について、一定の仮定を設定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローに見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2．繰延税金資産の回収可能性

⑴ 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　5,976千円

繰延税金負債　　951,018千円

⑵ その他の情報

繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金のうち未使用のもの及び 将来減算一時差異を、利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

3．新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けており、今後、徐々に収束に向かうものの、一定の影響が残るものと仮定して繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの仮定と異なる場合があります。

［連結貸借対照表に関する注記］

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴ 担保に供している資産	建物及び構築物	21,135,019千円
	機械装置及び運搬具	4,410,000千円
	土地	4,400,812千円
	その他	316,437千円
	合計	30,262,269千円
⑵ 担保に係る債務	短期借入金	744,100千円
	長期借入金	4,060,500千円
	合計	4,804,600千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　71,696,242千円

3．有形固定資産の取得価額から控除した圧縮記帳累計額　40,232,148千円

4. 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

投資その他の資産	
その他	10,280千円

[連結損益計算書に関する注記]

1．顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記 1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2．当連結会計年度末分譲土地建物残高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

5,000千円

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　　11,023,228株

2．配当に関する事項

⑴ 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日定時株主総会	普通株式	137,219	12.5	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年10月28日取締役会	普通株式	137,216	12.5	2021年9月30日	2021年12月3日

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日定時株主総会	普通株式	137,215	利益剰余金	12.5	2022年3月31日	2022年6月29日

［金融商品に関する注記］

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、上記の取引のみに限定しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
⑴リース投資資産	793,241	793,241	－
⑵投資有価証券			
その他有価証券	7,053,592	7,053,592	－
⑶長期借入金（一年以内返済含む）	(7,599,600)	(7,658,627)	59,027

(※）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注１）現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注２）市場価格のない株式等は、「⑵投資有価証券」には含めておりません。連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,100,282

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	7,053,592	－	－	7,053,592

⑵　時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
リース投資資産	－	－	793,241	793,241
長期借入金（一年以内返済含む）	－	7,658,627	－	7,658,627

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されており、レベル１の時価に分類しております。

リース投資資産

元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、重要な観察できないインプットを用いているため、レベル３の時価に分類しております。

長期借入金（一年以内返済含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

［賃貸等不動産に関する注記］

1．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、千葉県において賃貸用のビル（土地を含む。）を有しております。

2．賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額	時価
14,451,461	33,082,204

（注１）連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２）当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については不動産鑑定評価基準に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

［１株当たり情報に関する注記］

１．１株当たり純資産額　3,968円40銭

２．１株当たり当期純利益　47円40銭

［重要な後発事象に関する注記］

株式交換契約の締結

当社は、2022年４月28日に開催された取締役会において、京成電鉄株式会社（以下「京成電鉄」という。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結いたしました。

なお、本株式交換は、京成電鉄においては会社法第796条第２項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、当社においては2022年６月28日開催予定の定時株主総会における特別決議による本株式交換契約の承認を受けた上で、2022年９月１日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日（2022年９月１日（予定））に先立つ2022年８月30日に、当社の普通株式（以下「当社株式」という。）は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）スタンダード市場において上場廃止（最終売買日は2022年８月29日）となる予定です。

(1)　本株式交換の目的

本株式交換により、以下のようなシナジーが実現可能であると考えております。

・千葉県北西部における事業基盤の強化及び地域活性化
・経営資源の相互活用による競争力強化及び事業規模の拡大
・スケールメリットを活かした効率的な協働体制の実現

(2)　本株式交換の要旨

①本株式交換の日程

定時株主総会基準日	（当社）	2022年３月31日
本株式交換契約締結に係る取締役会決議日	（両社）	2022年４月28日
本株式交換契約締結日	（両社）	2022年４月28日
本株式交換契約承認定時株主総会開催日	（当社）	2022年６月28日（予定）
最終売買日	（当社）	2022年８月29日（予定）
上場廃止日	（当社）	2022年８月30日（予定）
本株式交換の実施予定日（効力発生日）		2022年９月１日（予定）

②本株式交換の方式

京成電鉄を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、京成電鉄においては、会社法第796条第２項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を得ずに、当社においては、2022年６月28日に開催予定の定時株主総会において承認を得た上で、2022年９月１日を効力発生日として行う予定です。

③本株式交換に係る割当ての内容

	京成電鉄 （株式交換完全親会社）	当社 （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る割当比率	1	0.82
本株式交換により交付する株式数	京成電鉄の普通株式：4,983,417株（予定）	

（注１）株式の割当比率

当社株式１株に対して、京成電鉄の普通株式（以下「京成電鉄株式」という。）0.82株を割当交付いたします。ただし、京成電鉄が保有する当社株式（2022年４月28日現在4,899,895株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」という。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

（注２）本株式交換により交付する京成電鉄株式数

京成電鉄株式：4,983,417株（予定）

上記株式数は、2022年３月31日時点における当社の発行済株式数（11,023,228株）及び自己株式数（45,994株）並びに2022年４月28日現在における京成電鉄が保有する当社株式数（4,899,895株）に基づいて算出しております。

京成電鉄は、本株式交換に際して、本株式交換により京成電鉄が当社の発行済株式（ただし、京成電鉄が保有する当社株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時点（以下「基準時」という。）における当社の株主（ただし、以下の自己株式が消却された後の株主をいい、京成電鉄を除く。）に対して、その保有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の京成電鉄株式を割当交付いたします。本株式交換に際して割当交付する京成電鉄株式には、京成電鉄が保有する自己株式（2022年４月28日現在1,605,651株）を充当し、新株式の発行は行わない予定です。京成電鉄は、機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るために、別途5,000,000株を上限として、京成電鉄株式を取得する（以下「本自己株取得」という。）予定です。本自己株取得に関する概要は、①取得対象株式の種類：京成電鉄株式、②取得し得る株式の総数：5,000,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.93％）、③株式の取得価額の総額：18,000,000,000円（上限）、④自己株式取得の期間：2022年４月29日～2022年８月31日、⑤取得方法：東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）を含む市場買付、⑥その他必要な事項：本自己株取得についての①～⑤以外の必要事項に関する一切の決定については、代表取締役社長に一任する、⑦（ご参考）2022年４月28日時点の自己株式の保有状況：発行済株式総数（自己株式を除く）170,805,534株・自己株式数1,605,651株、というものです。

なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において当社が保有する自己株式（本株式交換に際して、会社法第785条第１項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時をもって消却する予定です。

本株式交換により割当交付する京成電鉄株式の総数については、当社による自己株式の取得及び消却等により、今後修正される可能性があります。

(3)　本株式交換に係る割当ての内容の根拠及び理由

本株式交換比率の算定に当たって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、京成電鉄はみずほ証券株式会社を、当社は株式会社日本政策投資銀行を、それぞれのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関に選定いたしました。また、両社から独立したリーガル・アドバイザーとして、京成電鉄は卓照綜合法律事務所を、当社は大江橋法律事務所を選定いたしました。

両社は、それぞれの第三者算定機関から受領した株式交換比率算定書、リーガル・アドバイザーからの助言並びに両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、本株式交換比率を含む本株式交換の条件に関して慎重に検討し、両社間で複数回にわたって協議を重ねてまいりました。その結果、本株主交換比率により株式交換を行うことが妥当なものであり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至ったため、本株式交換比率により株式交換を行うこととし、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更されることがあります。

［収益認識に関する注記］

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	運輸業	不動産業	コンビニ業	
鉄道事業	9,354,549	－	－	9,354,549
バス事業	3,939,928	－	－	3,939,928
コンビニ事業	－	－	2,371,257	2,371,257
顧客との契約から生じる収益	13,294,478	－	2,371,257	15,665,735
その他の収益	－	3,205,346	－	3,205,346
外部顧客への営業収益	13,294,478	3,205,346	2,371,257	18,871,082

2．収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　4．会計方針に関する事項（5）重要な収益及び費用の計上基準　①主要な事業における収益の計上基準」に記載の通りです。

［その他の注記］

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						別途積立金	買換資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
2021年4月1日期首残高	5,935,940	4,773,405	1,116	4,774,522	523,210	2,480,500	5,953	21,017,080	24,026,744	△85,556	34,651,650
会計方針の変更による累積的影響額								△59,866	△59,866		△59,866
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,935,940	4,773,405	1,116	4,774,522	523,210	2,480,500	5,953	20,957,213	23,966,877	△85,556	34,591,783
当期変動額											
買換資産圧縮積立金の取崩し							△483	483	－		－
剰余金の配当								△274,436	△274,436		△274,436
当期純利益								737,848	737,848		737,848
自己株式の取得										△678	△678
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△483	463,896	463,412	△678	462,734
2022年3月31日期末残高	5,935,940	4,773,405	1,116	4,774,522	523,210	2,480,500	5,469	21,421,110	24,430,290	△86,235	35,054,517

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年4月1日期首残高	4,641,412	4,641,412	39,293,063
会計方針の変更による累積的影響額			△59,866
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,641,412	4,641,412	39,233,196
当期変動額			
買換資産圧縮積立金の取崩し			－
剰余金の配当			△274,436
当期純利益			737,848
自己株式の取得			△678
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△196,085	△196,085	△196,085
当期変動額合計	△196,085	△196,085	266,648
2022年3月31日期末残高	4,445,327	4,445,327	39,499,845

個別注記表

［重要な会計方針に係る事項に関する注記］

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの　　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等　　移動平均法による原価法

⑵ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

分譲土地建物　　個別法

貯蔵品　　移動平均法

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

鉄道事業固定資産　　定率法を採用しております。

不動産事業固定資産　　定額法を採用しております。

各事業関連固定資産　　定率法を採用しております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した鉄道事業固定資産及び各事業関連固定資産の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、鉄道事業固定資産の取替資産については取替法を採用しております。

また、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～40年
構築物	15～40年
車両	５～13年

無形固定資産　　定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

⑴　賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

⑵　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、主として各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑶　貸倒引当金

ゴルフ会員権について、当事業年度末の市場価格が預託保証金を下回る部分を計上しております。

⑷　投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、損失見積額を計上しております。

4．工事負担金等の会計処理の方法

固定資産の取得のために地方公共団体（又は国土交通省）等より受け入れた工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を、固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

5．収益及び費用の計上基準

⑴　主要な事業における収益の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、鉄道事業の定期券は、その種類に応じた有効期間にわたって収益を認識しております。

⑵　ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

6．ヘッジ会計の処理方法

ヘッジ会計の処理方法は、金利スワップ取引について特例処理を採用しております。

［会計方針の変更に関する注記］

1．収益認識に関する会計基準の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、鉄道事業の定期券について、従来、発売月を基準として定期券の種類に応じた一定の期間にわたって収益を認識しておりましたが、有効期間にわたって収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は86,089千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ86,089千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は59,866千円減少しております。

2．時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

［表示方法の変更に関する注記］

損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「生命保険配当金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

［会計上の見積りに関する注記］

1．固定資産の減損

⑴　当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失　　－千円

⑵　その他の情報

当社は、独立したキャッシュ・フローを生成させる最小単位として、鉄道事業固定資産は全線を一体として、不動産事業固定資産は賃貸物件ごとに、資産のグルーピングを行っており、減損の兆候が存在する場合には、将来キャッシュ・フローの見積りに基づいて減損の要否の判定を実施しております。

当該将来キャッシュ・フローの見積りにあたり、鉄道事業においては沿線の人口動向や新型コロナウイルス感染症の影響に伴う輸送人員数の増減率について、不動産事業においてはテナントの定着率等について、一定の仮定を設定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローに見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2．繰延税金資産の回収可能性

⑴　当事業年度末の計算書類に計上した金額

繰延税金負債　　955,111千円

⑵　その他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を、利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。これらの見積りは将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

３．関係会社株式の評価

⑴　当事業年度末の計算書類に計上した金額

関係会社株式　　6,678,653千円

※関係会社株式に係る投資損失引当金100,000千円を直接控除しております。

⑵　その他の情報

関係会社株式については、その株式の実質価額が帳簿価額を著しく下回った場合、事業計画に基づく回復可能性があるものを除き、減損処理を実施しております。また、個別に投資損失引当金を計上しております。

市場環境等、事業計画の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、株式の実質価額の回復可能性の評価に影響をあたえることによって評価損や引当が発生し、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与えることがあります。

４．新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

連結計算書類の「連結注記表（会計上の見積りに関する注記３.新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響）」に記載のとおりであります。

［貸借対照表に関する注記］

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

⑴担保に供している資産	鉄道事業固定資産	26,564,532千円
	不動産事業固定資産	3,407,058千円
	各事業関連固定資産	290,679千円
	合計	30,262,269千円
⑵担保に係る債務	短期借入金	744,100千円
	長期借入金	4,060,500千円
	合計	4,804,600千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　71,682,334千円

3．事業用固定資産

有形固定資産	44,475,231千円
土地	12,175,105千円
建物	11,818,818千円
構築物	14,556,632千円
車両	4,482,910千円
その他	1,441,764千円
無形固定資産	592,168千円

4. 固定資産の取得原価から直接減額された工事負担金等累計額　40,232,148千円

5. 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

その他の投資等	10,280千円

6. 資産の金額から直接控除している投資損失引当金の額

関係会社株式	100,000千円

7. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	70,427千円
短期金銭債務	2,622,027千円

［損益計算書に関する注記］

1．営業収益	13,320,132千円
2．営 業 費	12,333,989千円
運送営業費及び売上原価	7,344,325千円
販売費及び一般管理費	989,588千円
諸税	817,706千円
減価償却費	3,182,369千円
3．関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	907,427千円
営 業 費	1,330,035千円
営業取引以外の取引高	777,248千円

4．当事業年度末分譲土地建物残高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

5,000千円

［株主資本等変動計算書に関する注記］

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　　45,994株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	766,329千円
減損損失	157,412千円
販売用不動産の帳簿価額切下げ	114,633千円
賞与引当金	101,955千円
投資有価証券評価損	74,010千円
ゴルフ会員権評価損	72,402千円
投資損失引当金	30,460千円
資産除去債務	30,434千円
未払事業税	28,173千円
関係会社株式評価損	26,804千円
未払賞与法定福利費	15,904千円
貸倒引当金	3,131千円
その他	3,042千円
繰延税金資産小計	1,424,697千円
評価性引当額	△471,879千円
繰延税金資産合計	952,817千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,904,414千円
買換資産圧縮積立金	△2,395千円
資産除去債務	△1,118千円
繰延税金負債合計	△1,907,929千円
繰延税金負債の純額	955,111千円

[関連当事者との取引に関する注記]

子会社及び関連会社等

種　類	会社等の名称	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）（注3）	科目	期末残高（千円）（注3）
子会社	松戸新京成バス㈱	直接100.0	資金の受入 役員の兼任	消費寄託金の返還（注1）	300,000	預り金	800,000
関連会社	京成建設㈱	直接28.5	役員の兼任	固定資産の購入（注2）	682,031	未払金	215,394

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1.消費寄託金については、松戸新京成バス㈱の資金運用に伴うものであります。金利については、当社の調達金利を勘案して決定しております。

2.固定資産の購入については、市場価格等を勘案し決定しております。

3.取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

[１株当たり情報に関する注記]

１．１株当たり純資産額　　3,598円34銭

２．１株当たり当期純利益　　67円22銭

[重要な後発事象に関する注記]

株式交換契約の締結

連結注記表「重要な後発事象に関する注記　株式交換契約の締結」に記載のとおりであります。

[収益認識に関する注記]

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に記載されている内容と同一のため、記載を省略しております。

［その他の注記］

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。